

高齢者あんしんサポートハウス りしょう 基本利用料
令和7年1月1日現在

- ① 居住に要する費用 (施設家賃、建設費借入償還に充当)
- ② 生活費 (食材料費及び共用部分に係る光熱水費)
- ③ サービス提供に要する費用 (サービス提供職員の人工費等)

利用料（月額）(円)

対象収入による階層区分		① 居住に要する 費用	② 生活費	③ サービスの提供 に要する費用	利用者負担計	備考
	800,000以下	9,000	44,410	10,000	63,410	毎月の利用料は、利用者負担計に下記の冬季加算と水光熱費を足した金額になります。
1	800,001～1,500,000	19,000	44,410	10,000	73,410	
2	1,500,001～1,600,000	25,000	44,410	13,000	82,410	
3	1,600,001～1,700,000	25,000	44,410	16,000	85,410	
4	1,700,001～1,800,000	25,000	44,410	19,000	88,410	
5	1,800,001～1,900,000	25,000	44,410	22,000	91,410	
6	1,900,001～2,000,000	25,000	44,410	25,000	94,410	
7	2,000,001～2,100,000	25,000	44,410	30,000	99,410	
8	2,100,001～2,200,000	25,000	44,410	35,000	104,410	
9	2,200,001～2,300,000	25,000	44,410	40,000	109,410	
10	2,300,001～2,400,000	25,000	44,410	45,000	114,410	
11	2,400,001～2,500,000	25,000	44,410	50,000	119,410	
12	2,500,001～2,600,000	25,000	44,410	57,000	126,410	
13	2,600,001～2,700,000	25,000	44,410	64,000	133,410	
14	2,700,001～2,800,000	25,000	44,410	71,000	140,410	
15	2,800,001～2,900,000	25,000	44,410	78,000	147,410	
16	2,900,001～3,000,000	25,000	44,410	85,000	154,410	
17	3,000,001～以上	25,000	44,410	88,700	158,110	

- (1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することができないものを除く)から、所得税、住民税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (2) 夫婦で入居する場合については夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用については、表の額から30%減額した額を本人からの徴収額(月額)とする。
この場合100円未満は切捨てるものとする。

- 冬季加算 1,920円 (月額) 適用月 1月～3月
 - 水光熱費 5,000円 (月額)
自室内で使用される電気、水道等の使用料
※ ただし、突出して使用量が多い場合は協議する。
 - 入居保証金 75,000円
入居保証金は、退去される時に部屋の現状回復の費用に充当し、残金があるときは返還いたします。
- ※ 利用料は口座振替となります。 (京都銀行)